

# 經濟論叢

第七十九卷 第四號

---

- 標本調査法の基本問題……………馬 場 吉 行 1
- 『資本論』における『農民的分割地所有』範疇の  
適用について……………福 富 正 実 20
- 府県税・戸数割について……………北 沢 康 男 36
- 木頭の森林組合……………山 崎 武 雄 55  
永 尾 誠 之 輔
- 

昭和三十二年四月

京 都 大 學 經 濟 學 會

## 府県税・戸数割について

北 沢 康 男

は し が き

一般に租税というとき、具体的な形としては一定量の貨幣をさしているのが普通である。けれども、この租税が、国庫なりあるいは地方団体の金庫なりに納まるまでには、それぞれ一定の社会機構をくぐりぬけてこなければならぬ。逆にいえば、一定の社会機構がそなわつてはじめて一定の租税の存在がゆるされるのである。

従来、租税について語られるばあい、案外この点が見落されがちではなかつたらうか。本稿における府県税戸数割の考察は、このような反省のうえにたつて為された一つのこころみである。

なおついでにことわつておくが、ここで取扱つた期間は、市制町村制の制定以後——つまり明治二十一年から大正十年までである。その前後については、また別に考察される必要がある。いま一つ、統計表その他に郡を考慮に入れなかつた。それは、郡を無視しても正しい考察の妨げにならないと考えたからである。

一

いつたい府県税戸数割とは、どのような特徴をもつた租税であらうか。ここでは二つ大雑把に指摘することにし

よう。その第一の特徴は、地方租税収入における戸数割の重みである。しかし、この特徴を具体的にしめす前に当時のいわゆる地方租税体系について簡単な説明を加えておく必要がある。

当時の地方租税体系は、普通、附加税主義の体系とよばれるところのものであった。それは国税・道府県税の附加税を中心に据え、周圍にそれを補完させるいみで各地方特別税をめぐらせるといふ仕組みである。したがって道府県の租税体系といえば、国税附加税が主軸となつて道府県特別税がこれを補完しているのであり、市町村の租税体系といえば、国税附加税および道府県附加税が主軸となり市町村特別税がこれを補完しているわけである。戸数割は府県税であるから、府県では補完税であるが、市町村では国税とともに附加税のもとなり市町村租税体系の中核となる。だから、さきに、第一の特徴を指摘するのに、戸数割の地方租税収入における重みという表現を用いたが、全体としての地方租税収入を問題とするかぎり、正確にはそれは戸数割およびその附加税の重みといわなければならぬのである。この点は統計表の操作にあつて留意されねばならない。しかし、われわれが批判の対象をえらぶばあい、それはやはり府県税戸数割であろう。なぜなら、附加税はある特定の租税に対していわば機械的に一定率をかけあわせて徴収される租税であり、それ自身特有の性質をもたないと考えられるからである。

それはともかく以上の前置きを予備知識として、戸数割とその附加税が地方租税収入でどのような位置をしめているかをあきらかにしなければならぬ。第一表をみよう。この表では大正三年と同じく十三年の二時点しか取扱われていないので、靜態的な觀察しかできないが、地方租税収入における地租附加税と戸数割およびその附加税の重要さは一見してただちに読みとれるであろう。これら二つの租税収入の合計は、両年度において、優に全地方租税収入の半ば以上をしめてるのである。そこで次にこの二租税だけに着目し、時点も明治二十七年までさかのぼら

第一表 (単位百万円)

税目	大正三年		大正十三年	
	実数	割合	割合	実数
地租附加税	46.8	25	21	120.8
營業税附加税	8.6	5	9	50.8
所得税附加税	6.4	3	4	23.0
戸数割及附加税	75.5	40	36	209.6
家屋税及附加税	9.5	5	5	29.0
地方營業税及附加税	6.2	3	3	16.2
雑種税及附加税	17.6	9	15	89.3
ソノ他諸税	19.6	10	7	41.2
計	190.1	100	100	579.9

〔明治大正財政詳誌18頁より〕

第二表 (単位: 万円)

税目	明治二七年		明治三七年	
	実数	割合	割合	実数
地租附加税	1,548.1	44	33	2,785.9
戸数割及附加税*	1,184.0	34	36	3,040.6

\*但シ道府県家屋税ヲ含ム

とをいみしているということが出来る。これが戸数割(及附加税)の重み——第一の特徴——というものである。

第二の特徴は、戸数割の地域性とともいうべき点である。この特徴をあきらかにするためには、いままでのように地方全体の租税収入を問題とせず、各地方団体、ここでは道府県・市・町村・の租税収入を問題としなければならぬ。すなわち、それらの特色を見きわめなければならぬ。第三表を見よう。

せ、それから両租税が夫々地方租税収入としめる割合がどのように変化してくるかをあとづけてみよう。そのため第二表を第一表に補ってみる。すると両者の動きが全く対蹠的であることがわかるであろう。すなわち、地租附加税の位置はひたすら低下するのに対し戸数割及附加税のそれは一途に増大していくのである。そしてこの両者がえがく上向・下向の軌跡はおおよそ明治二十七年と三十七年の十年の間で交叉すると考えられる。しかもこの交叉は——明治三十七年・36%、大正三年・40%、という戸数割及附加税の地方租税収入における位置を考え合せると——地方租税収入の重心が地租附加税から戸数割及附加税へ移っていく

第三表 [I] 道府県 (単位:万円)

年 度	地 租 附加税	営業税 附加税	所得稅 附加税	戸数割	家屋稅	ソノ他	計
明治二七年	902.3	—	—	334.2		478.1	1,714.6
" 三七 "	1,767.5	115.4	1.2	707.6		1,081.5	3,673.2
大正三年	3,072.2	328.3	143.7	1,372.6	262.1	1,767.0	6,945.9
" 九 "	7,331.1	1,638.5	653.9	3,864.6	581.3	5,781.1	19,850.5
" 十四 "	8,032.2	2,923.7	636.5	5,057.3	957.9	7,636.1	25,243.6

地方財政概要 大正三年度・昭和三年度 ㊦作成

[II] 市 (単位:万円)

年 度	地 租 附加税	営業税 附加税	所得稅 附加税	家屋稅 附加税	戸数割 附加税	道府県稅 業稅附加税	道府県稅 雜稅附加税
明治二七年	10.9	—	15.7	48.1	41.6	61.2	
" 三七 "	35.7	147.8	108.8	86.0	101.5	54.1	
大正三年	112.1	348.5	236.7	565.3	219.0	64.5	170.2
" 九 "	314.2	1,840.3	965.7	1,299.8	636.0	263.5	880.8
" 十四 "	507.8	2,816.4	1,427.2	1,623.6	912.0	304.8	1,902.8

ソノ他	計	明治大正財政詳覽 地方財政概要 昭和三年度 ㊦作成
12.7	190.2	
411.3	945.2	
430.2	2,146.5	
507.5	6,708.0	
1,721.4	11,218.0	

[III] 町 村 (単位:万円)

年 度	地 租 附加税	國稅 稅附加税	營業稅 附加税	所得稅 附加税	戸數割 附加税	家屋稅 附加税	道府県稅 業稅附加税	雜稅 附加税
明治二七年	634.9	—	—	4.2	808.2	—	70.3	
" 三七 "	982.7	91.1	88.8	2,237.5	10.7		203.1	
大正三年	1,377.0	183.2	261.2	5,955.9	124.9	170.0	408.6	
" 九 "	3,100.2	698.6	876.8	18,142.6	562.1	463.6	1,873.8	
" 十四 "	3,900.6	1,369.7	942.2	15,284.2	736.9	540.4	3,439.9	

反別割	ソノ他	計	地方財政概要
37.2	42.3	1,597.1	
64.3	138.3	3,816.5	
110.7	163.4	3,754.9	
345.8	350.4	26,414.9	
469.2	246.4	26,929.5	大正三年度 ㊦作成 昭和三年度

ここでは〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕〔Ⅲ〕に対する相異を指摘することができる。つまり市の租税収入の内容が道府県や町村のそれくらべて非常にちがっているのである。市の租税収入においては、地租附加税や戸数割附加税のしめる比重は相対的に低く、かえって營業稅附加税・所得稅附加税・家屋稅附加税の比重が高い。これに対して、道府県や町村においては、地租附加税と戸数割及附加税が圧倒的な優位をしめしている。とりわけ町村租税収入における戸数割附加税の比重がいちぢるしいであろう。第三表の〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕〔Ⅲ〕は夫々このような特色をしめしているが、この特色から戸数割の地域性をみちびきだすとき、次の点、すなわち、戸数割と家屋稅は府県税としてお互に択一的な關係に立たされていたという点を考慮に入れると便利であろう。ともかくこのようにして、まずここでいえることは、戸数割は府県によって主として町村に賦課されていたということである。ではおよそ町村とよばれる地域の特殊性とはなにかあるうか。もちろん個々の町村に夫々の特殊性があつて、その内容も千差万別である。しかしそこにはまた共通した特殊性というものがある。われわれはそれを農業地域であると考え。とすると府県税戸数割は、結局、市―商工業地域よりも町村―農業地域に賦課された租税であるということになる。戸数割と農業・農村・農民の結びつき、これが第二の特徴である。

- (1) 附加税あるいは附加税主義体系については論議が多い。さしあたり、高砂恒三郎「地方財政調整問題」(昭和十三年)二〇六頁・神戸正雄「地方税制研究」(昭和十二年)三八頁・大内力「日本農業の財政学」(昭和十五年)三〇七頁・参照。
- (2) これは次節でふれるであろう。
- (3) 田口卯吉はいう。「戸数割は実に農民の払ふ所なり。一牧の田地なき小作人・一軒の舟なき漁夫・一輛の車なき車夫と雖も、戸数割を払はざるべからず……」明治二十七年『縣軒、田口卯吉全集』第六卷平野義太郎「日本資本主義社会の構造」(昭和二年)二八三頁より。

前節では戸数割の二つの特徴についてのべ、その大体の輪郭をえがいてみたつもりである。ここでは一步考察をすすめる戸数割の法制史に簡単な検討を加えることにしよう。

まず明治十一年に制定された「地方税規則」はその第一条において次のように規定している。「第一条 地方税ハ左ノ目ニ從ヒ徴收ス

一 地租五分一以内

一 營業稅並雜種稅

一 戸數割

ここでいう地方税とは府県税のことであるから、戸数割は地租附加税・營業稅並雜種稅と並んで正式に府県税の一税目と定められたのである。それ以前にこの租税が存在したかどうかについては定説はない。しかし戸数割の法的な誕生は明治十一年である。ついて十三年に「地方税並營業稅雜種稅規則備考」というものが制定されるが、一般に、戸数割に関する公権的な解釈はここではじめてしめされたといわれている。本備考におけるその部分は七項目からなっているが、内容はいたってお粗末で文字どおり解釈の表明にとどまっている。にもかかわらず大正十年まで戸数割の主要な内容にふれた法律といえればこれより外はないのであるから、そのいみではむしろ重要な法律なのである。なおこの備考は、同年十二月内務省申牒として各府県へ伝達された。

翌々十五年には「区郡会規則」が制定されるが、その第九条は戸数割にふれ、府県は区部にかぎり戸数割にかえて家屋税を徴収することができる旨を定める。この規定はのち明治二三年府県制制定のさいその中で拡張され、さきの区部が府県全域あるいはその一部というように改補された。これら二つはいずれも戸数割に関する規則である

には相違ないが、戸数割の主な内容に関与した規則とはいえないであらう。

そのうち大正十年まで国による戸数割の統一約規制は見られない。戸数割がこの間にますますその重要性を高めつつあったことについてはすでに述べた。ようやく大正十年になり「府県税戸数割規則」が制定され、ついで翌十一年に「府県税戸数割規則施行細則」が制定されるにいたる。

ところが、この二つの法律は、それらが長い沈黙を破って突然あらわれたという点で特異だけではない。内容においても注目に値する特色をそなえている。すなわち、その規定する範囲や程度が、およそそれ以前のあらゆる戸数割に関する法律と比較できぬほど、広くかつ精細なのである。

このことは、明治十三年に制定された「地方税並営業税種雑税規則備考」の戸数割に関する部分を対比させると容易に理解できるであらう。もちろん対比させるといっても三つの法律の全条項をここに記載するといふわけにはいかない。くわしくは各条項を直接参照してもらうよりほかはない。にもかかわらず、「——備考」における戸数割の規則が七項目であるのに対して、後の法律の条数は合せて二五ヶ条であるという数量上の差異や、前者が全体の一部として戸数割を規制しているのに対して、後者はまったく戸数割だけを対象としているという体裁上の違いなどから、これらの法律の質的な相異についておおよそその察しはつくといふものであらう。

要するにここていいたいことは、府県税戸数割に真の国家的統一規制が加えられ、明確化が期せられるのは大正十年の「府県税戸数割規則」と翌十一年の「府県税戸数割規則施行細則」においてであるといふことである。そして租税の明確化はすなわちその近代化というように考えられるのが普通であるから、戸数割の近代化は大正十年においてはじめて実現されたことになる。また逆にいえば大正十年まで戸数割は不明確で非近代的な租税であつたこ



となる。大正十年を転期とする戸数割税の質的な変化、これがいままで見て来た法制史のしめす最も重要な点であるように考える。そうすると、ここから二つの問題が提起され得るであろう。第一に、戸数割が不明確なまま大正十年まで課徴され得た理由は何かという問題。第二に、それが大正十年になって明確化し近代化を意図されるにいたる理由は何かという問題。いうまでもなくこの二つの問題は關聯し合っている。しかし第一の問題をあきらかにすればすくなくとも第二の問題を解く緒口ぐらひは見つけ出すことができよう。われわれは当面の課題として第一の問題を取り上ることにする。

- (1) 田中広太郎氏の説明によると「元來戸数割なるものは以前から雑税又は民費中に存在していたかどうかということに関しては疑があつて説も分れていたが当時地方に依つては鍵役・軒役・門口税・店税・家別冥加等戸数割又は家屋税の類が行われていたのは事実で、京都地方には戸数割という名稱の税金もあつたそうである」地方財政提要（大正十三年）七六頁。
- (2) 藤田武夫教授は次のような表現をされる。「半封建的組織をもつ租税……」日本地方財政發達史（昭和二六年）二三〇頁。

### 三

さてこの問題を解くためには、まず大正十年まで戸数割が實際どのようなようにして賦課されて来たかがあきらかにされなければならぬであろう。戸数割賦課に関する技術的な側面が具体的にしめされたとき、ここでの最も中心的な課題を解決する有効な手懸りが与えられはしないだろうか。

まず納税の主体から見ていこう。明治十三年に制定された例の「——備考」は、その第一項（戸数割に関する部分の）で次のように定めている。「戸数割ハ本籍寄留ト戸主非戸主トヲ問ハス毎戸現住者ニ賦課スルモノトス」つ

まり、備考が納税主体として指示するものは構戸現住者である。ところが、府県は戸数割を實際に賦課するに必しもこの規定に忠実ではなかったと考えられる。というのは、「府県税戸数割規則」(大正十年)が制定されたさい、納税主体として構戸現住者のほかに新しく独立生計者がつけ加えられる(第一条)のであるが、そのことによって実は従来しばしば見られた訴訟が避止され、得たと伝えられているからである。したがって戸数割の納税主体には、構戸現住者だけでなく広く独立生計者も含まれていたと考えた方が実状に近いと思われる。しかし納税の主体についてはこれ以上ことさらに取り立てねばならない点はない。

次に府県税である戸数割がその納税主体にどのような手続きを通して賦課されて来たかについて見ることにしよう。その具体的を賦課の手續き(方法)については、大正十年まで国によるなんの規定もないが、戸数割を徴収した府県のほとんどが配賦課税の方式を採っていたといわれている。「府県税戸数割規則」の第四条はこれを確認したものである。ところでこの配賦課税方式とは、また二段課税の方式とも呼ばれているように、(府県税を例にとると)府県が直接府県住民に課税せず、まず一定額を市町村へ配当(賦)し、市町村があらためて市町村住民に課税するという方式を指している。この関係を簡単に図式でしめすと(Ⅰ府県)→(配賦)→(Ⅱ市町村Ⅲ市町村)→(課税)→納税主体となる。したがって戸数割の賦課にさいして府県が配賦方式を採用するということは、たとえ形式的にしろ、戸数割をばさむ府県と納税主体の關係が間接的なものになる——つまりその間に町村が介在することによって両者の距離が抜けていくことをいみずるといふことができる。しかし府県と納税主体のこの關係がはたして形式的な範圍にとどまっていたかどうかについては、のちに検討を要するところである。

さて配賦方式に抛ると、二度税額の計算・決定を経て、はじめて最終的な納税額が各納税主体にしめされること

になるだろう。最初は府県が行い、次に町村が行う。前者は町村への配賦額の決定であり、後者は課税額の決定である。両回とも、府県および町村が夫々一定の基準に標準によって税額を計算し決定しなければならぬ。ところが府県が町村への配賦額を決定するさいの標準、つまり配賦標準については全くなんの統一規制も加えられていなかった。したがって戸数割を徴収しようとする府県はやむをえず各々独自の立場で孤立に配賦標準を案出しなければならなかったのであつて、これが相互に入り組んだいくつかの配賦標準を生み出す結果となつたのである。次に掲げる表は大正十年における配賦標準を整理して作成されたものである。

配 賦 標 準		其 例
(一) 市町村の等級に依るもの		長野・山梨・愛媛の諸県
(二) 直接国府県税額に依るもの		京都府・長崎・兵庫・広島・岡山・山口・徳島・高知・茨城・石川
(三) 直接国府県税額と市町村の等級との二方法に依るもの		香川県
(四) 戸数・国府県税額其他諸種の標準に依るもの		青森県
(五) 戸数に依るもの		其他 府県

(第一表)

(第一表)

小川郷太郎

「税制整理論」

(大正十二年) 508頁より

課税標準についても配賦標準と全く同様のことがいえる。ただ課税標準のばあい例の「備考」(明治十三年)が第二項でこれらしきものにわずかにふれてはいるのであるが、それは結局町村会に対する戸数割軽減・免除決定の権限附与の規定にとどまっています。なんら具体的な標準をしめすものではなく、とうてい課税標準などといえるものではない。第二表は大正九年における課税標準を整理したものである。

(第二表)

課税標準	其例		
	市区数	町村数	計
(一) 見立割に依るもの	一二	四、六九二	四、七〇四
(二) 戸の納税額に依るもの	一	四六〇	四六〇
(三) 戸の納税額と生活状態に依るもの	一	三三六	三三六
(四) 戸の資産と生活状態に依るもの	二	三八〇	三八五
(五) 戸の所得に依るもの	一	四二〇	四二一
(六) 戸の所得と納税額に依るもの	一	四六〇	四六一
(七) 戸の所得と資産と生活状態に依るもの	四	五三一	五三五

小川郷太郎

前掲書456頁より

第一表・第二表とも、取扱っている時点が一つで、それもかなり後期にかたよっているため決して充分なものとはいえない。本当は時とともに配賦標準・課税標準がどのように変化してきたかをしめす資料が必要なのであるけれども、それを満足させ得るものが見出せなかつたのである。

二つの表はこのような共通の欠陥をもっているのであるが、しかし、第一表では(四)の「戸数に依るもの」第二表では(一)の「見立割に依るもの」という標準が夫々最もプリミティブであつて、他の諸標準はこれらの標準のもつ欠点を改め且つ補うべく案出されたものだとはいひ得るのである。つまり配賦標準・課税標準の夫々の発達のコースを、前者は(四)から例えばより複雑な(四)へ、後者は(一)から(四)へというように考え、表をいわば動的に読み取ろう

というわけである。もちろんこの方法によつては配賦・課税両標準の変化の大雑把な趨勢以上を知ることはできない。しかしそれでも第二表から戸数割に関する一つの特徴をみちびき出すことができる。その特徴とは、大正十年までのあらゆる期間を通して見られる戸数割との、いや具体的に町村会と見立割との密接な関係である。このことは大正九年においてなお四九六二の多数の町村が見立割標準を採択しているということから容易に推断できるところであろう。時代を遡ればさらに多くの町村が見立割を採用してたと考えられるからである。では、ここにいう見立割とはどのような内容をもつものであろうか。それは簡単にいうと、税務当局が納税主体の負担能力を達観して課税することである。戸数割のばあいであると、町村会が農民の負担能力を達観して、すなわち見立てて課税することである。そして普通この課税標準が用いられるとき納税主体をいくつかの等級に、例えば一級・二級のごとく区分される。しかしこの区分の決定に当つて町村会はなんの合理的な基準にも拠らうとはしない。見立割が見立割と呼ばれる所以はここにあると考えることができる。

以上が大正十年までの、主として技術的な側面から見た戸数割の実態である。それではこの実態のごくを手掛として中心的な課題の解明に向えばよいであろうか。その手掛は二つある。一つはさきに問題として残しておいた府県と戸数割納税主体の関係であり、いま一つは課税標準見立割である。

まずはじめに府県と納税主体の関係から検討することにしよう。すでに配賦課税方式についてのべた箇所、府県と納税主体との関係は一応形式的には間接的であることを指摘しておいた。ここで検討しなければならぬのは、それがたして形式的であるか否かである。そのためには戸数割をめぐる府県と町村の関係をあきらかにすればよいであろう。なぜならば、くりかえしていうことになるが、戸数割は〔I〕府県→町村〔II〕町村→納税主体という二段の

過程を経て課税されるからであり、〔I〕の関係がとりもなおさず府県——納税主体の関係の規定するからである。言葉をかえてより具体的にいえば、府県に対する町村の（戸数割課税についての）独立度の強弱が、府県と納税主体の密接度を決定することになるのである。つまり、町村の独立度が高ければそれだけ府県と納税主体との関係は疎遠になるし、低ければ密接になるというわけである。

さてそこで町村のこの府県からの独立の度合は、町村が府県からどのような規制・拘束を受けているか、あるいは、それがあつかないか、によつて定まらざらう。そして、府県による町村の規制・拘束は、例えば、府県条例というような形をもつて、具体的にしめされるであらう。

ところが実際に条例あるいはそれに類似した法令でもつて、府県が戸数割に関して町村を規制したような形跡はないようだし、また、それが存在したことを述べているような論説にも出合わない。むしろ、ある論稿のごときは明瞭に府県による規制・拘束はなかつたようだと記しているのである。だから、戸数割の賦課に関するかぎり、われわれは、府県による第二段階「町村↓納税主体」の規制はなかつたと指摘しておいてあやまりはないようである。つまり、第二段階の相当者である町村（会）は府県から極端に独立しているのである。そして町村（会）のこの府県との関係は、また、町村会が戸数割課税の實質的な権能の大部分を自らの手に集中していることをもいみしているのである。なぜなら戸数割の一定額を町村に配賦した府県は、そこから課税の場を去り、かわつて町村が、具体的に町村会が、府県税課税の機能を果たことになるからである。戸数割賦課における配賦課税方式の採用といううらには、実はこのようなからくり——すなわち、府県税の町村（会）による課税——がひそんでいるのである。

以上が第一の手懸りからみちびきたされた成果である。それは、戸数割をはさむ府県と納税主体の関係が、形式

の上だけでなく実質的にも疎遠であることをしめすと同時に、この租税課徴の立役者が町村会であることをもしめしている。われわれはこの成果をもとにしていよいよ問題の核心に近づくことができる。なぜならば、ここの課題はつぎの間、すなわち「大正十年までの不明確な戸数割を実際に課徴してきた主体は誰で、それはどのような性格をもつものか」——をとくことによつて解決され得るだろうからである。右の成果はこの間の前半を説明している。残されているのはしたがつて後半、つまり町村会の性格だけということになるのである。

課税標準・見立割はこのばあい町村会の性格を知る一つの手懸りになるであろう。その不合理・非近代的な性格は、これを圧倒的に採択した町村会の性格を自ら反映しているといえないであらうか。しかし、このような町村会の性格規定の仕方は、おそらくあまりに皮相的にすぎるであらう。問題はもう少し深く、なぜ町村会は見立割と結合したかという点へ掘り下げていかねばならないのである。

- (1) 田中広太郎「市町村税戸数割正義」(昭和五年)六七頁
- (2) 小川郷太郎「税制整理論」(大正十二年)五〇八頁
- (3) 小川郷太郎「我國の地方税を論ず」経済論叢第十三卷第三号三七三頁
- (4) 従前、戸数割に対する非難なり批判なりは多く課税標準・見立割に集中していたといつてよい。これについては、風早八十二、「日本財政論」(昭和十二年)87頁・織本侃「我國市町村財政と無産階級」(昭和四年)九二頁等を参照のこと。

註 本稿の目的はどちらかといえば戸数割税の社会学的な考察に近い。したがつて普通なされるような分類の考察や租税の効果そのものに対する批判的考察は避けたいと思つた。

なお念のためにいっておくと、前者の考察は、小川氏の前掲論文(3)に見られるし、後者の考察は(4)のほか、例えば、大槻正男「戸数割悪作用論」(国家と農業・昭和十四年)一三四頁以下に見られる。

## 四

さて、前節から引きついでここで考察しなければならぬ最後の対象は町村会の性格である。ところが、この町村会の性格規定という問題は、戸数割考察の一部分として取扱うことができるような小さな問題ではないのである。それはわが国における政治行政機構の特質にふれるものとして独自の問題領域を形成しており、その解明のために政治・行政・経済学など各分野にわたる精細な研究を要求しているのである。われわれがこの小稿で、そのような要求を満し得ないことはいうまでもない。ここではただ、すでに世に問われた若干の業績を念頭に入れて、明治中期から大正初期にかけての町村会の性格を、必要な範囲で、そしてまたできる範囲で記述するに止めておかねばならないのである。

さて一般にわが国において近代的地方制度が成立するのは、明治二十一年の市制町村制、ついで二十三年の府県制郡制の制定においてであるといわれている。けれども明治四年の廃藩置県・大区小区制から三新法を経てここにいたるまでには、明治政権の強い中央集権意図と民権運動における地方自治要求との烈しい抗争の過程を経験しなければならなかった。そして民権運動がブルジョア民主主義運動としてついに実を結ばぬまま終熄した極に、わが国の地方制度が確立するのである。だからこのような過程と契機をもって成立した地方制度の中に、ブルジョア民主主義運動の一つの内容をなす地方自治の理念が反映されていないことはいうまでもない。そこに見られるのは絶対主義的中央集権となんら矛盾することのない地方自治、絶対主義的政治行政機構を支えるような地方自治制度である。二十一年の町村制は、行財政の両面で、町村をこの方向へ規制している。そこでつぎに、町村制から町村会に関



する部分の概要を挙げ、町村会がどのような規制を受けているかを見ることにしよう。

まず、(1)町村の議決機関は町村会であつて、二級選挙制によつて議員を選出する。

(2) 選挙資格は、若干の例外を除いて、被選挙資格と同一であり、日本臣民で公権を有する満二五歳以上の独立の男子で、二年以来その町村の住民となり、町村の負担を分任し、その町村内において地租或いは直接国税二円以上を納めることを要する。

(3) 町村の執行機関は町村长であり、町村长は町村会において選挙し府県知事の認可を受ける。

右のうち(1)は町村会議員選挙の等級選挙制たるべきことの規定であり、(2)は選挙・被選挙資格の経済的制限の規定である。町村制の町村会に対するかような規制の意図するところはあきらかであろう。それは要するに町村会への町村住民の自由な接近を阻止し、国税二円以上を負担する階層によつて町村会の独占的な支配を実現しようとするところにあるのである。しかし、これは町村制の形式的な意図にすぎない。真に意図するところは、すなわち、明治維新以降民権運動の過程を経て成立してきたいわゆる日本農業の地主的土地所有制に対応し、その一極に立つ寄生地主を絶対主義的政治——行政機構の一角に拘い上げるといふところにあつたのである。町村制による町村会についての諸規制は、だから、地主——寄生地主による町村会掌握のための道を切り開いたものにほかならないのである。こうしていまでは町村会の性格はあきらかである。

町村会は地主によつて独占的に掌握されているのであるから、その性格は地主的性格以外のものであり得ない。そして、町村会のこのような性格——つまり町村会と町村住民の関係——は、その具体的な姿を地主と小作との関係において見ることができるとであろう。この関係については従来からあまりにしばしば論議されている。それは普

通、非近代的あるいは封建的關係といひならわされており、経済的な貸借關係以上の身分的人格的な關係であるといふように指摘されているのである。町村会と町村住の關係は、この地主小作關係をより一般化したものと考えることが出来る。町村会は町村住民にとって一種の地主的人格であり、彼等のあいだは、合理的な意識ではなく義理人情的な意識でもって結ばれているのである。

だから、町村会が戸数割の課税にあたって見立割のような非近代的標準を利用したからといって、そこにはなんの矛盾もないのである。

以上をもつて「大正十年まで戸数割が不明確なまま課徴され得た理由は何か」という問題についての考察を終る。その考察の結果を一口でいうと、大正十年までの戸数割は、地主によって、地主の顔で課徴され得たために、近代化→明確化を必要としなかったのだということになる。そしてこれをいまもう少し丁寧に整理すると、まずわが国における寄生地主制の成立、つぎにこれと対応した絶対主義的政治→行政機構、したがって地方制度の整備、という二つの経済的および社会的要素があり、これらが相互にからみあつて一つの基盤をつくりあげ、それが非近代的租税・戸数割の賦課徴収を支えたのだということになるのである。

われわれが結論として得たのはこれである。

註 逐一引用の箇所を挙げないが、ここで参照した文献はつぎのとおりである。

- (1) 藤用武夫「日本地方財政論」(昭和三十年)第二章五四頁―一―一頁。
- (2) 長浜政寿「地方自治」(一九五五年、岩波全書)一頁―三五頁。

(3) 大石嘉一郎「明治前期地方行政史試論」その一・その二・(商学論集、第二一卷第四号・第三二卷第四号)

右に關連して、一九五四年度歴研大会における遠山茂樹氏の發言。歴史学研究会編「歴史と現代」(一九五五年)一六八頁。

### あ と が き

さきに第二節、戸数割の法制史の検討を通して二つの問題を提出しておいた。そのうち第一の問題については、これまでの考察によって一応の結末をつけたつもりである。そこで、ここではあとがきとして、第二の問題——大正十年になぜ戸数割の明確化——近代化が行われたか——をどう見るかということについて簡単な見通しを述べておきたいと思う。

まず、大正十年における戸数割のこの明確化は、地主の社会的機能の弱化、あるいはすくなくともその変化に対応してあらわれたものではないか、ということである。第一の結論の論理を押しすすめていくと、どうしてもこのような想定に到達しなければならぬのである。事実、戸数割に関する地主機能のもっとも集中的な標章であった課税標準・見立割はこの改革で全面的に後退しており、かわって所得税的な課税標準が前面に押しだされてくるのである。

しかしながら、いまここで、このように、戸数割の明確化と、地主の社会的機能の弱化あるいは変化を關連させても、それはあくまでも想定<sup>の</sup>の範囲を越えることができないであらう。なぜならば、大正期の農業・農村問題は、この時期の他の諸問題と同じく、従来からとかく研究の空白地帯といわれてきたものであり、現在それについての研究の成果の積み重ねが要望されているところだからである。戸数割税に関する第二の問題は、このように、まずな

によりも大正期農業問題の徹底的な研究を必要としている。このいみでそれは一つの新しい研究への動機を与えたものといふことができるのである。

(1) 大正期における地主機能・村落構造の変化についての研究は、ローカルなものが多い。(1)古島敏雄編「寄生地主制の生成と展開」(昭和二十七年) 例えはその二〇五頁(2)星登博「大正中期における村落構造の変貌」(商学論集第二三卷・第一号)『地主制再編』過程の「把握」(商学論集第二三卷・第五号)(3)渋谷隆一「地方銀行の性格と機能」(農業総合研究・第九卷・第四号。資料としては、農商務省「小作争議ニ関スル調査」其ノ一・其ノ二、(大正十一年)

(2) 戸数割の障害がようやく日立つようになると、この租税をどのようにに改革すべきかについて論議された。小林丑三郎氏は家屋税に改めるよう主張され、<sup>(4)</sup>神戸正雄氏は所得税的に改革すべしとされた。<sup>(5)</sup>結局、神戸正雄氏の主張が実現されたわけである。

(4) 小林丑三郎「地方財政学」(明治四四年) 四九四頁。

(5) 神戸 正雄「戸数割及び戸別割ヲ論ズ」経済論叢第二卷第二号十五頁、しかし、戸数割が所得税的に改革されたからといって、それによって戸数割が全く良税になつたわけではない。この点については、例えば、清水長郷「農村財政」(大正十五年) 一四八頁を見よ。